

住宅リフォーム助成までの手続・手順

手順	工程内容	説 明
1	事前準備	工事の概要、施工者を決め住宅リフォーム助成を利用することを伝える
2	交付申請書提出 (着工予定日の 2週間前までに 提出願います)	<p>申請者は、「交付申請書」を市役所3階建築係へ提出してください</p> <p>※交付申請書には次の書類を添付してください</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票(市役所1階「市民年金係」にて交付※高齢者等住宅改修工事区分において、対象となる者(表面参照)と同居の場合で申請する場合は、対象となる者の住民票と申請者の住民票が必要) ・工事をする住宅の所有者が証明できる書類(名寄帳、当該年度の固定資産税課税明細書、登記事項証明書など) ・市税の納税証明書(市役所1階「納税係」にて交付) ・工事の見積書と図面(施工業者用意。図面は、どの部分にどのような工事をするかわかるもの) ・施工前のリフォーム箇所の写真(施工業者用意) <p>※身体障がい者手帳の写し(高齢者等住宅改修工事における身体に障がいがある者の区分で申請の場合のみ必要)</p> <p>※耐震診断結果(耐震改修工事の場合のみ必要)～要相談</p> <p>※耐震改修工事の設計図書(耐震改修工事の場合のみ必要)～要相談</p>
3	着工前検査	市職員が、施工者立会のうえ工事予定箇所の状況を現地確認します(着工前検査は、毎週水曜日を基本としています)
4	交付決定通知	市は、工事内容等の確認の結果、補助金の対象工事に適合となれば、申請者へ「 交付決定通知 」を送付します
5	着 工	申請者(施工者)は、 <u>必ず交付決定通知を受けてから着工してください</u>
6	着手届提出	<p>申請者は、着工後、交付決定通知に同封されてくる「着手届」を、市役所3階建築係に提出してください</p> <p>※着手届には次の書類を添付してください</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事の契約書又は請書の写し
7	進捗状況届提出	<p>申請者は、工事の過程における「進捗状況届」を、市役所3階建築係に提出してください</p> <p>※進捗状況届には次の書類を添付してください</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リフォーム箇所の施工中の写真(施工業者用意)

手順	工程内容	説明
8	完了届提出	申請者は、工事完了後、交付決定通知に同封されてくる「完了届」を、市役所3階建築係に提出してください ※完了日とは工事代金を支払った日(領収書記載の日付)となります ※完了届には次の書類を添付してください ・施工者へ支払った工事代金の領収書の写し ・リフォーム箇所の完工後の写真(施工業者用意)
9	完了検査	市職員が、施工者立会のうえ工事完了後の状況を現地確認します (完了検査は、毎週水曜日を基本としています)
10	確定通知	市は、工事内容等の検査の結果、交付決定の内容に適合となれば、補助金の「確定通知」を申請者へ送付します
11	請求	申請者は、確定通知に同封されてくる「請求書」に必要事項を記載のうえ、市役所3階建築係に提出してください
12	補助金交付	市は、請求書に記載の指定口座に補助金を振り込みます (振込は月の中旬・下旬の2回行っています。)

担当窓口・問合せ先

芦別市経済建設部都市建設課建築係

電話：0124-27-7835 FAX：0124-22-9696

メールアドレス：kenchiku@city.ashibetsu.hokkaido.jp